

令和2年度倉吉市立中学校
教員用情報機器整備

仕様書

倉吉市教育委員会

1. 概要

- (1) 件名：令和2年度倉吉市立中学校教員用情報機器整備
- (2) 場所：倉吉市内の中学校5校

鳥取県 倉吉市宮川町2丁目	東中学校
鳥取県 倉吉市西倉吉町170	西中学校
鳥取県 倉吉市横田568-1	久米中学校
鳥取県 倉吉市上井430	河北中学校
鳥取県 倉吉市関金町大鳥居25-1	鴨川中学校

- (3) 納期 (自) 契約締結日 (至) 令和2年10月30日

2. 背景・目的

倉吉市立中学校の教員用情報機器の整備を通して、急速に加速するICT教育の充実を図ることを目的とする。

3. 業務概要

倉吉市立中学校教員用コンピュータ等機器を調達する。

4. 履行場所

本市が指定する場所へ納入すること。

5. 機器調達等

(1) 調達数

タブレット端末、ハードケース及び保護用フィルムを以下の数量を調達の上、それぞれ本市が指定する場所へ納入すること。

品名	数量
タブレット端末	74
端末画面用保護フィルム	74

各中学校への導入内訳は以下となる。

	タブレット端末	保護フィルム
東中学校	25	25
西中学校	28	28
久米中学校	5	5
河北中学校	10	10
鴨川中学校	6	6

(2) 仕様

① 中学校教員用タブレット端末の製品仕様は以下を満たすこと。

OS	Google Chrome OS
CPU	Intel Celeron N3060 以上
ストレージ	64GB 以上
メモリ	4GB 以上
画面	11～13 インチ (タッチ構成)
解像度	HD IPS1366×768 対応
無線	IEEE 802.11a/b/g/n/ac 以上
キーボード	・ Bluetooth 接続でない日本語キーボード ・ 耐水性を備えていること
カメラ機能	背面カメラ (キーボード側に搭載) を有すること
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1 以上
外部接続端子	USB3.0 以上×1 以上
バッテリー	8 時間以上
重さ	1.6Kg 未満

② 中学校教員用保護フィルムの製品仕様は以下を満たすこと。

サイズ	タブレット端末に合わせた形状とすること
表面硬度	3H以上
機能	・液晶画面を傷や汚れから守るため、耐久性に優れたものを選定すること。 ・光の映り込みを抑える、反射防止加工を有すること。 ・抗菌加工が施されている製品が望ましい。

6. 導入にかかる概要及び基本的条件

- (1) 本調達の範囲は端末等の納入までとし、その後の設定作業（ソフトウェアのインストール、各種設定、動作確認）は本調達範囲に含まない。
- (2) 納入する機器は品質・耐久性に十分留意し、選択すること。
- (3) サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選択すること。
- (4) 端末の仕様を遵守し、履行するうえで必要となる全ての諸経費・機器等についても見積に含むこと。
- (5) 納入するOSは調達の時点で最新バージョンのものとする。
- (6) 入札額には、本仕様書に記載した全ての諸経費・機器等についても見積に含むこと。
- (7) タブレット端末の電源が問題なく立ち上がることを全台確認すること。

7. 機器の納入

- ① 機器の搬入・設置に関わる要件については、本市及び各校と協議の上進めること。
- ② 搬入作業は施設等を傷つけることのないよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は本市及び各校と協議の上、対応すること。
- ③ 導入した機器には、本市が指定する名称、番号、導入日等を記載したテープラベルを貼り付けること。
- ④ 機器等の導入の際に出た不要な配線及び梱包物等は受託者が撤去し、適切に処理すること。
- ⑤ 感染症等の影響により、納期遅延が判明した場合は早期に本市へ報告し、協議すること。

8. 保守

- ・保守についてはメーカー保証の範囲とする。ただし、故障時には誠意をもって迅速に対応することとし、詳細については本市と協議の上実施すること。

9. 提出資料

No	提出資料	提出期限	提出先
1	機器一覧表	納入完了後 2 週間以内	倉吉市教育委員会
2	機器取扱説明書・付属品	納入完了後 2 週間以内	各中学校に配布
3	納入機器等の保証書	納入完了後 2 週間以内	倉吉市教育委員会

10. 機密の保持

(1) 機密の保持事項

- ① 受託者は、本市の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表してはならない。また、第三者に対し情報を漏洩しないよう十分に配慮すること。
- ② 受託者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩、または他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。
- ③ 本事業で新たに作成された成果物の著作権は、本市に属するものとする。